2 教育支援資金の貸付対象となる世帯

❶ 本制度における「世帯」についての考え方

- 本制度においては、生計を同一にしている家族を一つの「世帯」と考えます。電気・ガス・水道のメーターが別である二世帯住宅で生活している場合を除き、同じ住居で生活をしている親族・家族は同一世帯であると考えます。
- そのため世帯の収入確認においては、生計が同一であるご家族等について確認させていただきます。
- なお、住民票の現住所地と実際に生活している居住地が一致していることを原則とします。特別な事情があって一致していない場合はご相談ください。

❷ 世帯の収入が下記の収入基準を超えない世帯であること

〔収入基準〕（平均月額）2025年度　※ 収入基準は毎年改定されます

世帯人員	2人	3人	4人	5人
低所得世帯	283,000円	344,000円	406,000円	445,000円

※ 世帯の収入額から、家賃、住宅ローンの返済、定期的支出（療養費・仕送り）について、一定金額まで控除されます。

❸ 日常生活には困っていないが、修学のためにまとまった資金を必要としていること

❹ 世帯の収入により、学校卒業まで生計維持が可能な状況であること

❺ 東京都内にお住まいの世帯であり、住民票の住所と現住所が一致していること

※ 修学者とその生計中心者が別住所に居住している場合はご相談ください

❻ 社会福祉協議会が債権者である貸付制度の連帯保証人及びその世帯員ではないこと

※ 不動産担保型生活資金、受験生チャレンジ支援貸付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を除く

❼ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯ではないこと

〔外国籍の方がいる世帯の場合〕 ①②の両方を満たしている必要があります

① 下記のいずれかであること

- 在留管理制度の対象となる「中長期在留者」のうち、在留資格が次のいずれかであること（永住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等、定住者、定住者の配偶者等）
- 入管特例法に定められている「特別永住者」

② 現住所に6ヶ月以上居住し、将来も日本国内に永住する見込みがあること

〔生活保護世帯の場合〕

○ 福祉事務所が借入の必要性を認めていることが前提になります。まずは、福祉事務所の担当ケースワーカーに相談してください。

